

競争政策関係	
・ W T O 政府調達協定の適用対象機関からの N T T グループ各社の除外	48
基準認証関係	
・ 投資法人と防火管理者等	49
・ 外国の適合評価機関の指定を認めている全ての法律に関して包括的な情報の提供	50
資格制度関係	
・ 官公署に提出する書類等の有償作成代行サービス事業の拡大	51
・ 第三級海上無線通信士認定講習に必要な実歴要件の緩和	52
・ 第三級海上無線通信士認定講習のうち英語に係る講習時間の短縮	53
金融関係	
・ 投資法人と防火管理者等	54
・ 投資顧問を利用した郵貯・簡保資金の運用	55
・ 簡易保険の見直し	56
・ 簡保資金の運用	57
エネルギー関係	
・ 燃料電池の建築物からの離隔距離	58
・ ナトリウム・硫黄（NAS）電池の遠方常駐監視義務	59
住宅・土地、公共工事関係	
・ 公共工事に係わる競争入札参加資格申請手続の見直し	60
・ 公共工事に係わる一般競争入札の準備期間の確保	61
・ 建物用途転換に伴う各種規制の緩和	62
・ 既存建物の用途変更に伴う関連法規の見直し	63
・ 公有地の拡大の推進に関する法律の見直し	64
・ P F I 事業の特性を踏まえた事業者選定手続の法制化	65
運輸関係	
・ 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化	66
・ 自動車の生産・販売・流通に伴う諸行政手続の電子化	67
・ 自動車取得税の納税義務免除	68
・ 自動車 N O x ・ P M 法に係る代替車の自動車取得税軽減措置のリース車への適用	69

危険物・保安関係	
・製造所等と高圧ガス施設との保安距離規制の緩和	70
・高機能性化学プラントに対するレイアウト規制の合理化	71
・レイアウト規制の性能規定化促進による化学産業の活性化	72
・石災法防災資機材の性能規定化の促進（大型泡放射砲の採用）	73
・保安規制の一元化	74
・移送取扱所の規制緩和（移送取扱所と高圧ガス導管の距離規制等の撤廃）	75
・消防法の認定制度の合理化及び見直し	76
・消防署への届出様式の統一化	77
・火災予防条例の統一化	78
・消防法上の非常用電源における対象設備の見直しについて	79
・保安規制の一元化	80
・危険物保安技術協会の民間検査機関への門戸開放	82
・危険物製造所の緩和	83
・静電接地、避雷接地抵抗の測定周期延長	84
・消防法の認定制度の合理化及び見直し	85
・危険物輸送（タンクローリー）時の2人乗車規制の撤廃	86
・移動タンク貯蔵所の基準緩和（ローリー車の間仕切板、防波板の廃止）	87
・保安法令の重複適用の排除	88
その他	
・官公庁が行う統計調査の見直し等	89
・各省庁による手続の監視、コメント提出期間について	91
・パブリック・コメント手続における意見の反映、パブリック・コメントの公表	92
・パブリック・コメント手続の対象等の見直し	93
・ノーアクション・レター手続の実施状況の監視	94
・ノーアクション・レターへの法的拘束力の付与	95
・ノーアクション・レターの公表	96
・ノーアクション・レターに係る異議申立て	97
・独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和	98
・工業用水の責任水量変更	99
・地方自治体における入札参加資格審査申請手続の統一化・電子化等	100
・国・地方自治体等のリース契約の取り扱い等	101
・都道府県警察官採用試験における受験資格要件の改善について（学歴要件を年齢要件、学力要件に）	102
・郵便サービス	103

分野	競争政策	意見・要望提出者	社団法人日本経済団体連合会	
項目	W T O 政府調達協定の適用対象機関からの N T T グループ各社の除外			
意見・要望等の内容	N T T グループ各社（N T T、N T T 東日本、N T T 西日本、N T T コミュニケーションズ）を、W T O 政府調達に関する協定の適用対象機関から除外すべきである。とりわけ、特殊法人ではない N T T コミュニケーションズについては、早期に適用対象機関から除外すべきである。			
関係法令	W T O 政府調達に関する協定	共管	外務省	
制度の概要	平成 8 年 1 月 1 日に発効した世界貿易機関（W T O）「政府調達に関する協定」は、政府機関等による産品、サービスの調達に、内国民待遇、無差別待遇の原則を適用し、また、政府調達に係る手続の透明性を確保することを定めている。我が国においては、同協定附属書 付表において約束している中央政府機関、地方政府機関（47 都道府県及び 12 政令指定都市）、特殊法人及び独立行政法人による調達に同協定が適用される。なお、競争力のある内外の供給者等がより容易に市場参入できるよう、我が国の自主的措置として「政府調達に関するアクション・プログラム」を定め、同協定より一層透明性、公正性及び競争性の高い調達手続をとることとしている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	（実施（予定）時期：）			
（説明）				
<p>W T O 政府調達協定は、公正、公開かつ競争的な政府調達を促進するための国際ルールである。我が国は、同協定締約国間の権利及び義務の均衡並びに同協定に定める相互に合意された適用範囲に基づき、内外無差別等の原則に則った政府調達を行っており、我が国が同協定付表において約束している機関については、同協定を誠実に遵守している。これらの機関を協定適用対象から除外するためには、同協定に定める手続により所要の通報を行ったうえで、各締約国よりの異議申立てがないことが条件となるものであり、我が国の規制改革に対する枠組みの中で捉えられるものではない。</p> <p>なお、我が国は、平成 11 年 7 月 1 日の N T T 再編に伴い、N T T の承継会社の 1 つである N T T コミュニケーションズ株式会社は同協定の対象機関としない旨の通報を、同協定の手続に従って政府調達委員会を通じ各締約国に対して行ったところ、これに対して米国、カナダ、E C から異議申立てが行われた。それ以降、同社が協定の除外基準を満たしていることについて同委員会や各種協議の場を通じて重ねて説明を行ってきた結果、米国及びカナダは異議を撤回したものの、依然 E C が異議を維持している。</p>				
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局国際部国際経済課多国間経済交渉室、電気通信事業部事業政策課			

分野	基準認証	要望提出者	オリックス
項目	投資法人と防火管理者等		
要望の内容	<p>消防法では、管理について権原を有する者（例えば所有者）は、防火管理者を別に定めることができるとしている。しかしながら、消防署の運用において、所有者自身が防火管理者になるように指導される場合がある。不動産投資信託の場合、不動産の所有者は「投資法人」となるが、その場合にも、所有者が防火管理者になることを求められる。</p>		
関係法令	消防法第8条	共管	なし
制度の概要	<p>消防法第8条において、一定規模以上の防火対象物の管理権原者は、防火管理者を選任し所轄消防長に届出た上で、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を行わせなければならないとされている。</p>		
計画等における記載の状況	なし		
対応状況・対応方針	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施(予定)時期： 年 月）</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>（結論時期： 年 月）</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>（説明）</p> <p>消防法第8条においては、「管理について権原を有する者」が防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を行わせることとしている。この「管理について権原を有する者」は実態に着目して判断しており、所有者であるという形式的要件のみをもって判断しているわけではない。また、所有者が防火管理者にならねばならないという規定もない。</p> <p>したがって、現状においても、防火対象物の管理権原が、別の者に委ねられていることが明確であれば、所有者である投資法人が、防火管理者を選任したり、自ら防火管理者になる必要はないものである。</p>			
担当局課室等名	防火安全室		

分野	基準認証	意見・要望提出者	E U
項目	外国の適合評価機関の指定を認めている全ての法律に関して包括的な情報の提供		
意見・要望等の内容	外国の適合性評価機関の指定を認めている全ての法律に関して、包括的な情報の提供を望む。その情報は、使いやすい形式で作成されることを望みたい。すなわち、指定・承認に関する日本の基準と該当する ISO/IEC 基準に対して追加的な日本の要件が明確にわかるようにされたい。そのような重要な情報の公開の方法が確実に公表される一つの方法は、日本政府が、所轄大臣が外国の適合性評価機関を承認できることを規定する法律あるいは施行令、適合評価機関の承認に適用される基準、当該基準の ISO/IEC 基準/ガイドラインとの整合性の度合いを一挙に示したデータベースの作成が望まれる。		
関係法令	・ 電気通信事業法 ・ 電波法	共管	
制度の概要	<p>電気通信機器に係る基準認証制度として、総務大臣又は総務大臣の指定する国内外の者が、特定の電気通信機器について法令に定める技術基準に適合していることを認定（証明）する制度及び総務大臣の認定を受けた国内外の民間事業者が取得した試験データを技術基準の適合認定（証明）に活用する制度がある。</p> <p>なお、電気通信機器等の輸出入の円滑化に資するため、欧州共同体及びシンガポール共和国と相互承認に関する協定を締結し、基準認証に係る適合性評価について相互承認を実施している。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>（説明）</p> <p>総務省の所管する基準認証制度に係る法令には電気通信事業法及び関係省令、電波法及び関係省令、並びに特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律及び関係省令があり、当該法令の英訳版を総務省HPに掲載することで、海外からも参照できるようにしている。</p> <p>（URL：http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eng/Resources/Legislation/MRA/index.html）</p> <p>なお、日本の基準と該当する ISO/IEC 基準/ガイドラインとの整合性の度合いを示したデータの作成については、検討中のところである。</p>			
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課、電波部電波環境課		

分野	資格制度	要望提出者	日本経済団体連合会
項目	官公署に提出する書類等の有償作成代行サービス事業の拡大		
要望の内容	行政書士独占業務の廃止 または、 法人が行政書士業務を行うことのできる制度の創設		
関係法令	行政書士法第1条の2、第3条、第19条、第21条第1項	共管	
制度の概要	行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他の権利義務又は事実証明に関する書類を作成すること（行政書士法第1条の2）等を業としている。行政書士でない者は、業として行政書士法第1条の2に規程する業務を行うことができない。（行政書士法第19条第1項） 行政書士となる資格を定める行政書士法第2条等の規定から行政書士は自然人に限られている。		
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画（改定） 「利用者の多様なニーズに対応する観点から、行政書士、司法書士、土地家屋調査士及び社会保険労務士について、それぞれの資格者の事務所の形態について、法人組織の形態を認める法人制度の創設を検討する。」 構造改革特区プログラム（管理コード4480）		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： 年 月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 （結論時期：16年3月）	措置困難 その他
（説明） 行政書士独占業務を廃止することは、専門的な事務を処理するのに必要な知識及び能力を有する者に資格を与え、業として当該事務の処理をすることについては有資格者に限って認めることとしている資格制度の趣旨にそぐわない。また、行政手続の円滑な実施に寄与するとともに、国民の利便に資する（行政書士法第1条）という行政書士制度の目的が達成できない。（措置困難） 行政書士の法人制度の創設については、規制改革推進3か年計画（改定）に基づき平成15年度までに検討及び所要の措置を行う。（措置をするか否かを含めて検討中）			
担当局課室等名	自治行政局行政課		

分野	資格制度	意見・要望提出者	社団法人日本船主協会	
項目	第三級海上無線通信士認定講習に必要な実歴要件の緩和			
意見・要望等の内容	第三級海上無線通信士認定講習の受講には、第一級海上特殊無線技士資格取得後3年の実歴が必要とされているが、現在の配乗形態では、3年の実歴を取得するには5年間を要することからこの実歴を短縮する事が必要。			
関係法令	電波法第41条、 無線従事者規則第33条	共管	なし	
制度の概要	無線従事者資格及び一定の業務経歴を有する者は、国家試験に合格する方法によらず、認定講習を修了することにより上位の資格を取得できる。 第三級海上無線通信士の認定講習受講要件は、第一級海上特殊無線技士の資格を有し当該資格により3年以上の従事経歴が必要。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： 〕	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>第三級海上無線通信士の認定講習の受講に必要な業務経歴の要件は、第三級海上無線通信士の資格に必要なとされているレベルと第一級海上特殊無線技士の資格のレベル差を勘案して定められており、3年間の業務経歴は現行の時間数で講習を実施するためには不可欠である。</p> <p>なお、業務経歴が無い場合には、無線従事者養成課程を受講することにより免許を取得する方法がある。</p>				
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電波部電波政策課			

分野	資格制度	意見・要望提出者	社団法人日本船主協会	
項目	第三級海上無線通信士認定講習のうち英語に係る講習時間の短縮			
意見・要望等の内容	第三級海上無線通信士の認定を受けるには63時間の講習が課せられており、そのうち33時間が英語の講習に費やされている。講習を受ける者は、海技士（航海／機関）の資格取得時にも英語を履修していることから、講習時間短縮を早期に実現することが必要。			
関係法令	電波法第41条、 無線従事者規則第33条、第34条	共管	なし	
制度の概要	無線従事者資格及び一定の業務経歴を有する者は、国家試験に合格する方法によらず、認定講習を修了することにより上位の資格を取得できる。認定講習の科目及び時間数は資格に応じ、規定している。 (例) 第三級海上無線通信士 無線工学 4時間以上 電気通信術 4時間以上 法規 22時間以上 英語 33時間以上			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成14年度中)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>海技士の資格取得時に行われる英語の履修内容と比較検討したところ、上級の海技士(航海)を対象として行われる英語の内容の一部が共通しているとの結論を得たことから、10時間程度の時間短縮を行うこととし、今後、改正に向けての作業を行い、平成14年度中に措置を予定。</p>				
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電波部電波政策課			

分野	金融	要望提出者	(社)リース事業協会	
項目	投資法人と防火管理者等			
要望の内容	<p>消防法第8条では、管理について権原を有する者（例えば所有者）は、防火管理者を別に定めることができるとしている。しかしながら、消防署の運用において、所有者自身が防火管理者になるように指導される場合がある。投資法人は法律上、従業員を雇用することが認められていないので執行役員が上記の防火管理者になる以外の選択肢がない。</p> <p>不動産の所有者である投資法人が防火管理者を不動産管理会社の従業者など別の者に権限を委ねることを妨げている運用を是正することを要望する。</p>			
関係法令	消防法第8条第1項	共管	なし	
制度の概要	消防法第8条において、一定規模以上の防火対象物の管理権原者は、防火管理者を選任し所轄消防長に届出た上で、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を行わせなければならないとされている。			
計画等における記載の状況	なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難	その他
(説明) <p>消防法第8条においては、「管理について権原を有する者」が防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を行わせることとしている。この「管理について権原を有する者」は実態に着目して判断しており、所有者であるという形式的要件のみをもって判断しているわけではない。また、所有者が防火管理者にならねばならないという規定もない。</p> <p>したがって、現状においても、法律、契約等により所有者以外の別の者が防火対象物の「管理について権原を有する者」であることが明確であれば、所有者である投資法人が、防火管理者を選任したり、自ら防火管理者になる必要はないものである。</p>				
担当局課室等名	防火安全室			

分野	金融	意見・要望提出者	EU、米国政府、在日米国商工会議所、 (社)日本証券投資顧問業協会		
項目	投資顧問を利用した郵貯・簡保資金の運用				
意見・要望等の内容	日本郵政公社の郵貯資金・簡保資金の運用について、投資顧問会社との投資一任契約の締結による特定信託を導入する。				
関係法令	日本郵政公社法第41条及び第45条	共管	なし		
制度の概要	日本郵政公社の郵貯資金・簡保資金の運用は、事業経営の健全性を確保するため、安全・確実な運用を原則とし、運用方法は法律に限定列挙されている。				
計画等における記載の状況	該当なし				
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 〕 (実施(予定)時期:)	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	措置困難	その他	
(説明)					
<p>日本郵政公社の郵貯資金・簡保資金の運用については、事業経営の健全性を確保するため、法律に限定列挙しているものであることから、規制緩和の対象となるものではなく、本件は、「規制緩和」要望に該当しないと考える。</p> <p>しかしながら、投資顧問会社との投資一任契約の締結による特定信託については、日本郵政公社の資金運用の委託運用先を多様化する観点から、検討しているところである。</p>					
担当局課室等名	郵政企画管理局 貯金経営計画課・保険経営計画課運用計画室				

分野	金融	意見・要望提出者	生命保険協会
項目	簡易保険の見直し		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵政公社において、可能な限り民間生命保険会社との競争条件の同一化を図るとともに、国家保障等の事業特典が存置される事による影響を排除するため、必要な措置を講じる。 ・ 本来的には、簡保事業は、既に役割を終えていることから、縮小・廃止する。 ・ 仮に将来的にも簡保事業を継続することとされた場合には、官業としての特典を全廃するとともに、規模等の面も含め、民間生保との間で競争条件を完全に同一化した上で民営化する。 		
関係法令	日本郵政公社法、簡易生命保険法	共管	なし
制度の概要	国が行う営利を目的としない生命保険の提供。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>簡易生命保険のあり方については、国民、企業に対する公的規制の問題ではない。したがって、本件は「規制改革に関する意見・要望」には該当しない。</p> <p>なお、本件要望に関する状況等を説明すれば、以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵政事業については、平成15年4月より三事業一体で、国営の新たな公社に移行することとされており、公社化後も、簡易保険は引き続き保険種類、加入限度額、運用対象等が法律によって制限されるほか、責任準備金等の積立義務や金融庁による検査等その制度に即した規制を受けることになる。 ・ 少子・高齢化が進展する中、簡易保険の提供により、生活保障に対する国民の自助努力を支援していくことは、今後とも重要である。 ・ 公社化後の郵政事業のあり方については、総理の懇談会「郵政三事業の在り方について考える懇談会」において、「国が設立した特殊会社により三事業の運営を行う。」「三事業を継続維持したまま、完全民営化する。」 <p>「郵貯・簡保を廃止し、完全民営化する。」の三類型が報告されたところであるが、今後、どのような経営形態が相応しいか、公社化の成果を見極めながら国民に幅広く議論していただくことが期待される。</p>			
担当局課室等名	郵政企画管理局 保険企画課		

分野	金融	意見・要望提出者	日本商品投資販売業協会	
項目	簡保資金の運用			
意見・要望等の内容	機関投資家の運用制限に係る規制の早期撤廃			
関係法令	簡易生命保険の積立金の運用に関する法律第3条	共管	なし	
制度の概要	簡保資金は、安全・確実な運用を原則としている。また、運用に関する規制は法律上明確にされており、運用対象は法律上限定列挙されている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>簡保資金の運用については、民間企業に対して「規制」は一切行っていないことから、規制緩和の対象となるものではなく、本件は、「規制緩和」要望に該当しない。</p> <p>簡保資金の運用においては、安全・確実な運用を原則としていることから、運用対象は法律上限定列挙されているものである。</p> <p>なお、簡保資金の運用については、平成15年4月1日より日本郵政公社が行うこととなり、その運用方法は、日本郵政公社の事業経営の健全性を確保するため、法律(日本郵政公社法第45条第1項)に限定列挙されており、運用方法の追加については、こうした観点から、今後とも検討を行う。</p>				
担当局課室等名	郵政企画管理局 保険経営計画課運用計画室			

分野	エネルギー	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	燃料電池の建築物からの離隔距離			
意見・要望等の内容	燃料電池の建築物からの離隔距離を、家庭用ガス給湯機(12～70kw)と同等の、上方60cm、側面15cm程度とする。			
関係法令	対象火気設備の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する技術上の基準を定める省令	共管	なし	
制度の概要	対象火気設備等及び対象火気器具等を設置の際、当該設備、器具等が熱源となり、建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃物に、着火又は引火しないよう、予め距離を置いて設置することを求めるもの。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 <input type="checkbox"/> 措置済 <input type="checkbox"/> 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 <input type="checkbox"/> 措置するか否かを含めて検討中 <input type="checkbox"/> 具体的措置の検討中 (結論(予定)時期：平成16年度中)	措置困難	その他
(説明) 開発中の段階である燃料電池の安全性については、未だ不明な部分があり、各省庁、団体等において検討している状況である。 引き続き、燃料電池の安全性について検討を行い、離隔距離のあり方について検討する。				
担当局課室等名	総務省消防庁予防課			

分野	エネルギー（４）	要望提出者	（社）日本経済団体連合会	
項目	ナトリウム・硫黄（NAS）電池の遠方常駐監視義務			
要望の内容	NAS 電池に関する遠方監視について、危険物取扱者の常駐による監視が必要ないこととする。			
関係法令	消防法（第 13 条第 3 項）	共管	なし	
制度の概要	<p>ナトリウム・硫黄電池は第 2 類の危険物である硫黄と第 3 類の危険物であるナトリウムを用いているため、取り扱う危険物が指定数量以上となる場合には、一般取扱所に該当し、当該電池の運転・制御等は危険物の取扱いに該当するものであることから、危険物取扱者が行い、又はその立会いの下に行う必要がある。</p> <p>なお、ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所のうち、一定の要件に適合するものについてはナトリウム・硫黄電池の監視等は、当該施設の所在する場所と異なる場所において行って差し支えないこととされている（平成 11 年 6 月 2 日危険物規制課長通知）。</p>			
計画等における記載の状況				
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施(予定)時期： 年 月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 （結論時期： 年 月）	措置困難	その他
（説明） 危険物施設における危険物の取扱いについては、安全確保の観点から危険物取扱者の管理の下で行うことが必要である。なお、ナトリウム・硫黄電池については、本来、危険性の高い危険物を組み合わせて用いているところを、平成 11 年 6 月 2 日危険物規制課長通知により、□ 密閉構造の単電池を組み合わせてモジュール電池とした構造のもので高い火災安全性能を有すること、□ ナトリウム・硫黄電池及び関連する電気設備等以外の設備等を設置しないことを要件に、危険物取扱者による監視等は当該施設の所在する場所と異なる場所において行って差し支えないものとされており、既に特例的に現場における立会い義務が緩和されている。				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経団連
項目	公共工事に係わる競争入札参加資格申請手続の見直し		
意見・要望等の内容	・競争入札参加資格申請手続のインターネットによる受付、ワンストップ・サービス化を実現するとともに、資格条件を統一化し、全ての競争入札に有効な統一資格とする。		
関係法令	予算決算及び会計令第72条第1項・第2項	共管	
制度の概要	<p>各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、必要があるときは、一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。（第1項）</p> <p>各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、一般競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうか審査しなければならない。（第2項）</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） <p>総務省（一般会計部門）の公共工事の入札は、郵政事業庁の工事参加資格を有することを入札要件としており、同庁ではインターネットによる申請ができるとともに、その資格をもって、資格を登録した複数の地方（全国も可）郵政局管内の工事入札への参加を可能としている。</p> <p>また、全省庁統一的なシステムの導入・構築は、公共工事を多数発注するような国土交通省を始めとする関係省庁間の調整及びシステムの構築を図ることが必要であることから、結論には時間を要する。総務省としては、全省庁統一的なシステムの導入は歓迎するものである。</p>			
担当局課室等名	大臣官房会計課		

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経団連																
項目	公共工事に係わる一般競争入札の準備期間の確保																		
意見・要望等の内容	・入札の公正確保・透明性向上の観点から、特に大規模公共工事の場合は、公告の実施時期を大幅に前倒しをし、入札参加希望者の入札準備期間を十分に確保する。例えば、特定調達契約の場合は、少なくとも入札期日の数ヶ月前には公告を行うこととする。																		
関係法令	予算決算及び会計令第74条 政府調達に関する協定第11条2(a)	共管																	
制度の概要	一般競争に付する場合は、その入札期日の前日から起算して少なくとも十日前に官報等により公告しなければならない。(予決令) 公開入札の手続の場合には、入札書が受領される期間は、公示の日から40日未満であってはならない。(政府調達協定)																		
計画等における記載の状況	該当なし																		
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(実施(予定)時期：)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中			(実施(予定)時期：)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																
措置済	措置するか否かを含めて検討中																		
措置予定	具体的措置の検討中																		
(実施(予定)時期：)																			
(説明)																			
<p>要望にある「数ヶ月」とは具体的にどの程度なのか明確ではなく、また、検討を行う上では中央公共工事契約制度運用連絡協議会及び他省庁との調整を図る必要があることから、結論には時間を要する。</p> <p>大規模公共工事は郵政事業庁が発注する工事があるが、郵政事業庁としては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づき、毎年度、当該年度の公共工事の発注見通しに関する事項を公表している。また、政府調達に関する協定第11条3(c)に規定する、緊急事態による短縮の実施例はない。</p>																			
担当局課室等名	大臣官房会計課																		

分野	土地・住宅・都市再生	意見・要望提出者	関西経済連合会
項目	建物用途転換に伴う各種規制の緩和		
意見・要望等の内容	<p>既存ビルのうち事務所部分を飲食店などに転換しようとした場合、建築基準法や消防法の規定によりスプリンクラーの設置等が必要となるなど、建物の多くの部分の改修が要される。また、価値ある近代建築物を再利用する際にも同様に多くの改修が必要となる。これらの理由から既存建築物が活用されない状況があるため、既存建物の用途変更を円滑に行えるよう、建築基準法等の関連法規を見直すべきである。</p>		
関係法令	消防法（第17条の3） 建築基準法	共 管	国土交通省
制度の概要	<p>消防法第17条の3において、既存防火対象物の用途が変更される場合、消火器、避難器具等の比較的簡易な消防用設備等以外の消防用設備等については、原則として用途変更前の用途の基準を適用することとなっているが、変更後の用途が物品販売店舗、ホテル、病院等の不特定多数の者が出入りする特定の用途における消防用設備等の場合等においては、変更後の用途の基準を適用することとなっている。</p>		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済 措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>（説明）</p> <p>既存防火対象物の用途変更については、原則として用途変更前の基準を適用することでよいこととしているが、変更後の用途が不特定多数の者の出入りがある特定の用途である場合については、S48年熊本市大洋デパート火災（死者100人）等の火災事例を踏まえ、その火災危険性に鑑み変更後の用途の基準を適用することとしたものであり、規制を緩和することは困難である。</p>			
担当局課室等名	総務省消防庁予防課		

分野	土地・住宅・都市再生	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項目	既存建物の用途変更に伴う関連法規の見直し		
意見・要望等の内容	既存ビルのうち事務所部分を商業施設などに一部改修しようとした場合、建築基準法、消防法関連の規定が全館にわたり適用されることにより、多額の費用をかけてビル全体を改修しないと店舗化が進められない場合が多いため、既存建物の用途変更を円滑に行えるよう、建築基準法等の関連法規を見直すべきである。		
関係法令	消防法（第17条の3） 建築基準法	共 管	国土交通省
制度の概要	消防法第17条の3において、既存防火対象物の用途が変更される場合、消火器、避難器具等の比較的簡易な消防用設備等以外の消防用設備等については、原則として用途変更前の用途の基準を適用することとなっているが、変更後の用途が物品販売店舗、ホテル、病院等の不特定多数の者が出入りする特定の用途における消防用設備等の場合等においては、変更後の用途の基準を適用することとなっている。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 既存防火対象物の用途変更については、原則として用途変更前の基準を適用することによりよいこととしているが、変更後の用途が不特定多数の者の出入りがある特定の用途である場合については、S48年熊本市大洋デパート火災(死者100人)等の火災事例を踏まえ、その火災危険性に鑑み変更後の用途の基準を適用することとしたものであり、規制を緩和することは困難である。			
担当局課室等名	総務省消防庁予防課		

分野	住宅・土地、公共工事	要望提出者	経済団体連合会
項目	公有地の拡大の推進に関する法律の見直し		
要望の内容	公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）に基づき届出を要する土地のうち、法第4条第1項第5号に定める生産緑地、同条第6号に定める一定面積以上の土地については、届出不要とすべき。		
関係法令	公有地の拡大の推進に関する法律	共管	総務省
制度の概要	一定規模以上の土地を有償で譲渡しようとする場合に、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価格、当該土地を譲り渡そうとする相手方その他の事項を都道府県知事に届け出させることにより、公共施設等の整備のために当該土地の取得を必要とする地方公共団体等に、民間の取引に先立つ土地の買取りの協議の機会を与えようとするもの。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難 その他
(説明)			
1. 第4条第5号：生産緑地地区の区域内に所在する土地 生産緑地地区は、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであることがその指定要件の一つとなっている（生産緑地法第3条第1項第1号）ことから、都市の健全な発展と秩序ある整備（公拡法第1条）を促進するため必要な土地の先買いに関する制度等を定める公拡法においては、当該生産緑地のう有償取引に先立つ届出が義務付けられているものである。			
2. 第4条第6号：都市計画区域内に所在する一定面積以上の土地 (市街化区域等：5千㎡、その他の都市計画区域：1万㎡) 公拡法においては、都市計画区域内の一定面積以上の土地取引について、都市の健全な発展と秩序ある整備を行う観点から、届出を義務づけているものである。このような土地については、都市施設に関する計画等が具体的に決定されていない場合であっても、土地の活用可能性及び取引機会の希少性の観点から、民間の取引に先立って地方公共団体等が当該土地の譲渡に係る情報を確保することが適当である。			
担当局課室等名	自治行政局地域振興課（5253 - 5534）		

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項目	P F I 事業の特性を踏まえた事業者選定手続の法制化		
意見・要望等の内容	<p>P F I 事業における民間事業者の選定に際し、多段階選抜方式や優先交渉権者との時間をかけた契約交渉等、P F I の特性を踏まえた下記のような新たな事業者選定手続を一般競争入札の類型という形で法制化し、P F I 推進法に則って行われる P F I 事業に限り、適用できるようにすべきである。</p> <p>民間事業者の選定を多段階に分け、落札者を絞り込む手続 価格を含めた多様な提案内容につき、総合的に評価し、最も適していると思われる落札候補者（優先交渉権者）を選定する手続 落札候補者（優先交渉権者）の提示内容をベースに、資金調達条件を満たす条項を含めた複雑多岐な契約内容につき、詳細な協議・交渉を経て、最終的な契約締結を行う手続 仮に交渉の結果、契約に至らない場合、次点者の提案を採用し、再度交渉を経て契約する手続</p>		
関係法令	地方自治法第 234 条	共管	なし
制度の概要	<p>地方公共団体の P F I 事業における民間事業者の選定は、一般競争入札を原則とし、随意契約等によることができるのは、政令に定める場合に該当する場合に限られる。一般競争入札において、P F I 事業の特性を踏まえて一般競争入札の参加者の資格を定めることにより、資格審査の段階で一定水準に達する事業者に絞り込むこと（ ）、価格以外の条件も考慮して落札者を決定する方式（総合評価方式）を採用することも可能である（ ）。総合評価方式を採用した場合は、評価基準に抵触しない軽微な内容であれば、落札決定後の協議により決定することも可能であり（ ）、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の制限内で随意契約により事業者を選定することも可能である（ ）。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） ・地方公共団体の P F I 事業に係る調達についての要望の内容は、現行制度の範囲内で対処することが可能である。			
担当局課室等名	自治行政局行政課		

分野	運輸	意見・要望提出者	日本自動車工業会、	
項目	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化			
意見・要望等の内容	<p>軽自動車税及び自動車取得税の申告書の書式が都道府県毎に異なっている。全国に販売しているディーラーやリース会社では、軽自動車の届出をする際、各県別の税申告書を用意する必要がある。平成 11 年度から実施されている「平成 22 年燃費基準達成車」に対する自動車取得税の軽減措置の際にも、その記載箇所が統一されていない。</p> <p>軽自動車税及び自動車取得税の申告書の様式を全国統一にして頂きたい。</p>			
関係法令	・地方税法第 152 条、第 447 条、第 699 条の 11	共管		
制度の概要	軽自動車税の納税義務者は、当該市町村の条例で定めるところによって、軽自動車税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告を受けなければならない。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>自動車税・自動車取得税の申告書については、平成 14 年 4 月 1 日より措置済み。</p>				
担当局課室等名	総務省自治税務局都道府県税課			

分野	運輸	要望提出者	日本自動車工業会	
項目	自動車の生産・販売・流通に伴う諸行政手続の電子化			
要望の内容	軽自動車税及び自動車取得税の申告書の書式が都道府県毎に異なっていることから、全国に販売しているディーラーやリース会社では、軽自動車の届出をする際、各県別の税申告書を用意する必要がある。			
関係法令	地方税法第 447 条	共管	なし	
制度の概要	・軽自動車税の納税義務者は、当該市町村の条例の定めるところによって、同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進 3 か年計画（改定） - 1 エ 32(軽自動車税申告書・納付書の様式の統一化)】 軽自動車税申告書・納付書の様式の統一化について、国民負担を軽減する観点から、地方公共団体と電算システムの再構築、費用負担等について検討を行う。			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成 16 年度)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難	その他
(説明)				
・ 軽自動車税申告書の様式について、地方税法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 号）により、平成 16 年 4 月 1 日施行で、統一化を行う予定。				
担当局課室等名	自治税務局市町村税課			

分野	運輸	意見・要望提出者	日本自動車工業会
項目	自動車取得税の納税義務免除		
意見・要望等の内容	新車については、自動車を取得したものが、規定の理由で1ヶ月以内に自動車を返還した場合、申請により納税義務が免除されるが、中古車については適用されないので、中古車にも新車と同じ適用としていただきたい。		
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第699条の15 ・地方税法施行規則第17条の6 	共管	なし
制度の概要	自動車販売業者から自動車の取得をした者が、自動車の性能が良好でないこと等の理由により、その取得の日から1ヶ月以内に、その自動車を購入元に返還したときは、その者の申請により、その自動車の取得に対する自動車取得税は免除される。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 〕 〔 措置予定 〕 (実施(予定)時期：)	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 〕 〔 具体的措置の検討中 〕	措置困難 その他
(説明) 本制度の趣旨は、自動車を取得したものの、使用収益をほとんどすることなく自動車を返還したこと、自動車の取得者に責めはないことを考慮して設けられているものであり、税法上、新車に限定するものではなく、適用されるか否かは、こういった趣旨を踏まえて課税庁が審査するものである。			
担当局課室等名	総務省自治税務局都道府県税課		

分野	運 輸	意見・要望提出者	(社)リース事業協会			
項目	自動車NOx・PM法に係る代替車の自動車取得税軽減措置のリース車への適用					
意見・要望等の内容	自動車NOx・PM法に係る代替車の自動車取得税の軽減措置について、代替車を取得した場合にのみ適用があり、取得対象自動車はリース車の場合には、自動車取得税の軽減措置は受けられない。リース車により代替した場合も本制度の適用が受けられるよう措置すること。					
関係法令	・ 地方税法附則第32条 ・ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第25条	共管	国土交通省、環境省			
制度の概要	自動車NOx・PM法が適用される地域内において、窒素酸化物又は粒子状物質の排出基準に適合しない一定の自動車を廃止して新たに窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準に適合し、かつ、最新の自動車排出ガス規制に適合した自動車を取得した場合の自動車取得税の税率を軽減する特例措置を講じている。					
計画等における記載の状況	なし					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> </div> </td> <td style="width: 40%; vertical-align: top; text-align: center;"> <p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> <p>()</p> </td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> <p>その他</p> </td> </tr> </table>			<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> </div>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> <p>()</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> </div>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> <p>()</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>自動車取得税においては、地域環境対策の観点から、窒素酸化物又は粒子状物質の排出基準に適合しない一定の自動車を廃止した者が、新たに窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準に適合し、かつ、最新の自動車排出ガス規制に適合した自動車を取得する場合、その買い替えを促進するために、買い替え時の負担軽減を図るべく特例措置を講じているところである。</p> <p>リース車については、自動車取得税の納税義務者は所有者たるリース会社となるため、使用者に納税義務は生じない。よって、使用者が窒素酸化物又は粒子状物質の排出基準に適合しない一定の自動車を廃止して、リース車により代替した場合は特例対象にはならない。</p> <p>しかしながら、リース会社が、リース車両である一定の特定自動車排出基準に適合しない自動車を廃車し、新たに窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準に適合し、かつ、最新の自動車排出ガス規制に適合した自動車を取得した場合については、本特例の適用を受けることができる。</p>						
担当局課室等名	総務省自治税務局都道府県税課					

分野	危険物・保安	要望提出者	岩谷産業㈱									
項目	製造所等と高圧ガス施設との保安距離規制の緩和											
要望の内容	給油所（ガソリンスタンドとLPGスタンド等）以外においても、LPガスと危険物施設との離隔距離の規制緩和をしていただきたい。											
関係法令	危険物の規制に関する政令	共管	なし									
制度の概要	危険物の製造所等の一部については、高圧ガス施設のうち一定のものから所定の距離を保つこととされている。											
計画等における記載の状況	該当なし											
対応状況・対応方針	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">措置済 措置予定</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（実施(予定)時期：13年3月） （結論時期： 年 月）</p>				措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他									
措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中											
<p>（説明）</p> <p>危険物製造所等が高圧ガス施設に対してとることとされている保安距離については、危険物製造所等との位置関係等から安全上支障がないと判断できる場合には、特例を適用して緩和することが可能であるとしている（平成13年3月29日危険物保安室長通知）。</p>												
担当局課室等名	消防庁危険物保安室											

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	石油化学工業協会	
項目	高機能性化学プラントに対するレイアウト規制の合理化			
意見・要望等の内容	レイアウト事業所内に設置する高機能性化学製品（ファインケミカルや医療原料・中間体など）の製造プラントで、単独では、第1種事業所の規模に達しない場合、当該プラントに係る設備の変更工事について、既存製造施設地区内での変更の場合、災害想定を行い、事業所構外への影響が増大しないことが評価される場合は、面積、施設区分や混在施設有無にかかわらず、軽微な変更とする。 既存製造施設地区の拡張や新たな製造施設地区の設定を伴う場合、災害想定を行い、事業所構外への影響が増大しない限りにおいて、周囲道路やセットバックの要件を緩和する。			
関係法令	石油コンビナート等災害防止法第5条、第7条	共管	経済産業省	
制度の概要	石災法のレイアウト規制は、事故が発生した場合の周辺住民等への影響を少なくするとともに、危険度の異なる施設を分類することにより、石油と高圧ガスを併せて大量に取り扱う事業所における安全の確保と消火活動を効率的に行うことを目的に、製造、貯蔵施設地区等の面積の基準、施設地区の配置の基準、特定通路の幅員等を規定している。			
計画等における記載の状況	構造改革特区推進のためのプログラム 別表第2 全国において実施することが時期、内容とともに明確な規制改革事項 414 事業者から具体的な事業の提案及び関連するデータ等の提出が平成15年度上期までになされるならば、工場棟の建て替えや石油コンビナート地区の再開発において、多品種・少量生産プラント等の設置に関する施設地区の区分、地区要件を緩和する。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：条件付きで平成15年度中の予定)			
(説明)				
石油コンビナート等災害防止法のレイアウト規制は、石油と高圧ガスを共に扱う事業所に適用するものである。これは、各種の装置が複雑に入り組んでおり、災害発生及び災害の拡大の危険性が大きいことによるもので、レイアウト規制により、周辺住民等への影響を少なくするとともに、危険度の異なる施設を分類することにより、当該事業所の安全の確保と当該事業所における消火活動を効率的に実施することを目的として実施しているものである。				
このことから、高機能化学品プラント、いわゆる多品種・少量生産プラントにおいても現行のレイアウト基準に適合しなければならないものであるが、現行のレイアウト基準の安全性と比べて遜色のないことを基本として施設地区の区分、地区要件の緩和を検討する。				
ただし、要望の多品種・少量生産プラントについては、多品種少量生産に係る施設の能力・規模・工程等について明らかにされていないため、これらに対する事業者から具体的な事業の提案及び関連するデータ等の提出が平成15年度上期までになされるならば、平成15年度中に検討を行い、安全の確保に関する具体的な要件等を定め実施する予定である。				
担当局課室等名	消防庁特殊災害室			

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	石油化学工業協会	
項目	レイアウト規制の性能規定化促進による化学産業の活性化			
意見・要望等の内容	製造施設地区に当該施設面積より小さい異種施設を当該施設地区内にまたは拡張して設置する場合、災害想定を行い分散配置の場合に比較して事業所構外への影響が増大しないことが評価される場合は500㎡の制限を適用除外する。			
関係法令	石油コンビナート等災害防止法第5条、第7条	共管	経済産業省	
制度の概要	石災法のレイアウト規制は、事故が発生した場合の周辺住民等への影響を少なくするとともに、危険度の異なる施設を分類することにより、石油と高圧ガスを併せて大量に取り扱う事業所における安全の確保と消火活動を効率的に行うことを目的に、製造、貯蔵施設地区等の面積の基準、施設地区の配置の基準、特定通路の幅員等を規定している。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(説明) 石油コンビナート等災害防止法のレイアウト規制は、石油と高圧ガスを共に扱う事業所に適用するものである。これは、各種の装置が複雑に入り組んでおり、災害発生及び災害の拡大の危険性が大きいことによるもので、レイアウト規制により、周辺住民等への影響を少なくするとともに、危険度の異なる施設を分類することにより、当該事業所の安全の確保と当該事業所における消火活動を効率的に実施することを目的として実施しているものである。 混在に係る500㎡の制限を適用除外することは、石油コンビナート等災害防止法のレイアウト規制の目的に反することから実施は困難である。 なお、高機能化学品プラント、いわゆる多品種・少量生産プラントについては、現行のレイアウト基準の安全性と比べて遜色のないことを基本として施設地区の区分、地区要件の緩和を検討する。				
担当局課室等名	消防庁特殊災害室			

分野	危険物・保安	意見・要望提出者	石油化学工業協会	
項目	石災法防災資機材の性能規定化の促進（大型泡放射砲の採用）			
意見・要望等の内容	現状の3点セットは、仕様規定となっており、これと同等な性能を有するもの（例えば大型泡放射砲）も採用出来るようにする。			
関係法令	石油コンビナート等災害防止法第16条	共管	経済産業省	
制度の概要	特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な防災資機材を備え付けなければならない。			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画の 分野別措置事項12危険物・保安関係カその他 】</p> <p>事項名 石油コンビナートの防災資機材の基準</p> <p>措置内容 石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所（一定量以上の危険物等を貯蔵又は取り扱う事業所）に備え付けなければならないこととされている防災資機材（化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船等）については、政令においてその基準について随時必要に応じた見直しを行う等により、必要な防災能力を確保しつつ可能な限り事業者負担の軽減を図るよう的確に措置する。</p> <p>実施予定時期 随時</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	（実施（予定）時期： ）			
（説明）				
<p>防災資機材等については、近年の機能の高度化や多様化を踏まえ、順次、導入を図っているところであり、新技術等が確認された場合には、今後とも必要な措置を講じ、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止を図る考えである。</p> <p>要望内容にある大型泡放射砲については、現時点で性能等について明確になっておらず、その災害対応能力も不明確であること等から、防災資機材として活用できるか判断することができない。石油連盟が大型泡放射砲を購入し、各種実証試験を行っていることから、これらの結果を踏まえて防災資機材としての活用の可能性等を検討する。</p>				
担当局課室等名	消防庁特殊災害室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	石油化学工業協会												
項目	保安規制の一元化														
意見・要望等の内容	<p>石油コンビナートコンビナート事業所の保安確保のあり方について、次の観点から関係各法の枠を超えた検討を行う整合化委員会を発足させ、石油コンビナート等に係る保安規制のより一層の合理化を進めていただきたい。</p> <p>国際整合性のとれた保安規制とする。</p> <p>性能規定化のもとに民間規格の積極的活用を推進する。</p> <p>一層の自主保安を促進し、許認可制に基づく事前審査型から実行監視型の保安規制に移行する。</p> <p>事務手続きの迅速化、電子化を推進する。</p>														
関係法令	高圧ガス保安法、労働安全衛生法、消防法、 石油コンビナート等災害防止法	共管	経済産業省、厚生労働省												
制度の概要	石災法：石油コンビナート等の災害の防止に関する他の法律と相まって、災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。														
計画等における記載の状況	<p>【規制緩和推進3か年計画 12(3)ア 保安四法関係】</p> <p>平成12年11月に発表された「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」の検討結果を踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <p>特定屋外タンク貯蔵所の定期保安検査及び定期点検（内部点検）の検査周期の設定に、余寿命予測に基づく手法を導入することの可否について検討する。</p> <p>b 消防法に基づく危険物施設の検査主体について、危険物の保安の確保上問題がない範囲内で、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法の検査機関のうち消防庁が定める基準を満たすものを、市町村長等から委託を受けて消防法に基づく危険物施設の検査に係る技術的な審査を行う機関として明示する。</p>														
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td>措置済・措置予定</td> <td>検討中</td> <td>措置困難</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>措置済</td> <td>措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>措置予定</td> <td>具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>（実施（予定）時期：平成12年11月）</p>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
措置済	措置するか否かを含めて検討中														
措置予定	具体的措置の検討中														
<p>（説明）</p> <p>保安四法については、法の目的、対象施設等が異なることから一本化することは困難であるが、規制緩和推進3か年計画等を踏まえ、保安四法の更なる合理化・整合化を図るため、平成11年5月から「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討会」において検討し、平成12年11月に最終報告をとりまとめた。同報告を踏まえて、申請書類の共通化等の様々な措置を講じ、また、検討しているところである。</p>															
担当局課室等名	消防庁危険物保安室、消防庁特殊災害室														

分野	危険物・保安	要望提出者	石油化学工業協会	
項目	移送取扱所の規制緩和（移送取扱所と高圧ガス導管の距離規制等の撤廃）			
要望の内容	コンビナート内の事業所間の危険物の連絡配管類を移送取扱所の対象外としてほしい。			
関係法令	危険物の規制に関する政令第3条	共管	なし	
制度の概要	配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備（危険物を運搬する船舶からの陸上への危険物の移送については、配管及びこれに附属する設備）によって危険物の移送の取扱いを行う取扱所は移送取扱所として規制されている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>移送取扱所の配管は、その一部が一般公道や河川、海などの事業所敷地以外に設置されるものであることから、災害が発生した場合第三者に与える影響が大であり（コンビナート内でも同様）、事業所内に限り設置される一般取扱所の附属配管と比較して合理的な規制がなされているものである。</p> <p>したがって、複数のコンビナート事業所間の連絡配管類でその一部が当該事業所敷地以外に設置されるものは、保安の観点から移送取扱所の対象外とすることはできない。</p> <p>なお、配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備（危険物を運搬する船舶から陸上への危険物の移送については、配管及びこれらに附属する設備。以下同じ。）が次の各号に掲げる構造を有するものは、移送取扱所に該当しないものであることを申し添える。</p> <p>1 危険物の送り出し施設から受け入れ施設までの間の配管が一の道路又は第三者（危険物の送り出し施設又は受け入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行うものに限る。以下同じ。）の敷地を通過するもので、次の要件の（1）又は（2）を満足するもの</p> <p>道路にあっては、配管が横断するものであること。</p> <p>第三者の敷地にあっては、当該敷地を通過する配管の長さが概ね100メートル以下のものであること。</p> <p>2 危険物の送り出し施設又は受け入れ施設が栈橋に設けられるもので、岸壁からの配管（第一石油類を移送する配管の内径が300ミリメートル以上のものを除く。）の長さが概ね30メートル以下のもの</p> <p>3 1及び2の要件を満すもの</p>				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安	要望提出者	石油化学工業協会	
項目	消防法の認定制度の合理化及び見直し			
要望の内容	危険物施設に関する認定事業者制度は、変更工事に係る完成検査において、事業者が検査した結果を活用して市町村長等が合否を判断する制度となっている。認定対象範囲にタンク容量1万kl未満までの特定屋外貯蔵タンクを含めてほしい。			
関係法令	消防法（第11条の2）	共管	なし	
制度の概要	危険物施設に係る認定事業者制度は、石油コンビナート等特別防災区域内等の事業所のうち、市町村長等が、工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認める事業所については、当該事業所が行う危険物施設の特定の変更工事に係る完成検査又は完成検査前検査について、当該市町村長等が当該事業所の自主検査結果を活用して、完成検査又は完成検査前検査を実施することができる制度である。対象となるタンクについては、タンク容量1,000kl未満のタンクとなっている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施(予定)時期： 年 月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 （結論時期： 年 月）	措置困難	その他
（説明） 近年の危険物施設に係る事故件数の増加傾向を踏まえると、重要な変更工事に関しては消防機関が現地に赴き安全のチェックを行うことが不可欠である。市町村長等が実施する完成検査前検査や完成検査の際に自主検査結果を活用することができるとしているものは、屋外タンク貯蔵所に関しては対象がタンク容量1,000kl未満のタンクに限られているが、事故発生時の被害の重大性等の保安の観点から、対象の拡大は困難である。				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安	要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	消防署への届出様式の統一化			
要望の内容	<p>消防計画作成（変更）届出書については、消防法施行規則第3条第1項の別記様式第1号の2において定められているが、添付の消防計画に関しては統一された様式がない。</p> <p>したがって、消防計画の様式を統一した方が現場での作成が容易になるとともに本社からの指示、通達が統一に対応できるため、消防計画の様式を統一して欲しい。</p>			
関係法令	消防法施行規則第3条	共管	なし	
制度の概要	<p>消防法第8条において、一定規模以上の防火対象物の管理について権原を有する者は、防火管理者を定め、その防火管理者は管理について権原を有する者の指示を受けて消防計画を作成し、消防計画作成（変更）届出書と添付した消防計画を所轄消防長等又は消防署長に届け出なければならない。</p>			
計画等における記載の状況	なし			
対応状況・対応方針	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施(予定)時期： 年 月）</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>（結論時期： 年 月）</p>	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>消防計画作成（変更）届出書については、消防法施行規則第3条第1項の別記様式第1号の2において、統一した様式が定められているが、添付の消防計画の内容については、それぞれの防火対象物の防火管理業務の実態に応じて相違するものであることから、統一した消防計画の様式を定めることは困難である。</p>				
担当局課室等名	防火安全室			

分野	危険物・保安	要望提出者	日本チェーンストア協会									
項目	火災予防条例の統一化											
要望の内容	<p>自衛消防隊</p> <p>自治体ごとに条例がさまざまであることにより混乱が生じるとともに、現場の実態にそぐわないものもあるため、講習内容等は可能な限り統一すべきである。</p> <p>配置人員数については、店舗の規模、立地環境ごとに統一をしていただき、また、講習会受講等により取得した自衛消防技術認定証について全国どの自治体でも通用できるものとしていただきたい。</p>											
関係法令	東京都火災予防条例第55条の5	共管	なし									
制度の概要	<p>東京都火災予防条例第55条の5の自衛消防隊は、一定規模以上の防火対象物の管理について権原を有する者が、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊を組織し、訓練を行わせること及び自衛消防隊の構成員は、自衛消防技術試験を行い、自衛消防技術認定証を有する者でなければならないことを定めている。</p>											
計画等における記載の状況	なし											
対応状況・対応方針	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <p>（実施（予定）時期： 年 月）</p> </td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <p>（結論時期： 年 月）</p> </td> </tr> </table>				<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>	<p>（実施（予定）時期： 年 月）</p>		<p>（結論時期： 年 月）</p>	
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>									
<p>（実施（予定）時期： 年 月）</p>		<p>（結論時期： 年 月）</p>										
<p>（説明）</p> <p>東京都火災予防条例第55条の5の自衛消防隊については、東京都の判断で、上記の制度概要のとおり、条例を定めているものであるが、このように自衛消防隊等の詳細については、各地方公共団体の実態に応じて、各地方公共団体の条例で定めるべきものと考えている。</p> <p>なお、自衛消防技術認定証については、東京都火災予防条例で定められているものであるため全国で通用するものとはならない。</p>												
担当局課室等名	防火安全室											

分野	危険物・保安	要望提出者	電気事業連合会	
項目	消防法上の非常用電源における対象設備の見直しについて			
要望の内容	新型蓄電池（レドックスフロー電池及びナトリウム・硫黄電池）について、消防用設備等の非常用電源として取り扱っていただきたい。			
関係法令	消防法施行規則第12条第1項第4号	共管	なし	
制度の概要	消防法令においては、一部の消防用設備等には非常電源（非常電源専用受電設備、自家発電設備及び蓄電池設備）の付置が義務付けられており、蓄電池設備については消防法施行規則第12条第1項第4号八（八）に基づき消防庁長官が定める基準（「蓄電池設備の基準」昭和48年2月10日消防庁告示第2号）に適合するものとされているが、レドックスフロー電池及びナトリウム・硫黄電池については認められていない。			
計画等における記載の状況				
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期：平成16年3月)	措置困難	その他
(説明)	新型蓄電池の性能、信頼性、安全性等について検討し、消防用設備等の非常電源への活用の可能性について検討する。			
担当局課室等名	消防庁予防課			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会	
項目	保安規制の一元化			
意見・要望等の内容	<p>石油コンビナート事業所の保安確保のあり方について、以下の事項を中心にして、関係各法の枠を超えた検討を行う整合化委員会を発足させ、保安規制のより一層の合理化を進めるべきである。</p> <p>国際整合性のとれた保安規制とする。</p> <p>一層の自主管理を促進し、許認可制に基づく事前審査型から実行監視型の保安規制に移行する。</p> <p>【以上、保安四法関係】</p> <p>性能規定化のもとに民間規格の積極的な活用を推進する。【性能規定化関係】</p> <p>事務手続きの迅速化、電子化を推進する。【手続電子化関係】</p>			
関係法令	高圧ガス保安法、労働安全衛生法、消防法、 石油コンビナート等災害防止法	共管	経済産業省 厚生労働省	
制度の概要	<p>消防法： 火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資する。</p> <p>石炭法： 石油コンビナートの災害の防止に関する他の法律と相まって、災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、国民の生命、身体及び財産を保護する。</p>			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画(改定) 12(3)ア 保安四法関係】</p> <p>平成12年11月に出席した「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」の検討結果を踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <p>b 消防法に基づく危険物施設の検査主体について、危険物の保安の確保上問題がない範囲内で、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法の検査機関のうち消防庁が定める基準を満たすものを、市町村長等から委託を受けて消防法に基づく危険物施設の検査に係る技術的な審査を行う機関として明示する。</p> <p>【規制改革推進3か年計画(改定) 別添 1(3)性能規定化 危険物施設の保安検査】</p> <p>危険物施設の保安検査に当たって適用される基準を含む危険物規制に関する技術基準のうち、可能なものについての性能規定化を検討し、結論を得る。</p> <p>【規制改革推進3か年計画(改定) 別添 1(3)性能規定化 石油コンビナートの防災資機材の基準】</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所(一定量以上の危険物等を貯蔵又は取り扱う事業所)に備え付けなければならないこととされている防災資機材(化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船等)については、政令においてその具体的な仕様が規定されているが、この基準について随時必要に応じた見直しを行う等により、必要な防災能力を確保しつつ可能な限り事業者負担の軽減を図るよう的確に措置する。</p>			

対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>保安四法については、その更なる合理化・整合化を図るため、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化等の様々な措置を講じているところである。</p> <p>性能規定化については、規制緩和推進3か年計画等を踏まえ、「石油コンビナートの防災資機材の基準」に関しては、随時措置することとし、「危険物施設の保安検査」に関しては、調査検討会を設置して、危険物に係る技術基準の性能規定化に関する検討を行っているところである。</p> <p>手続電子化については、「総務省行政手続の電子化推進アクション・プラン」に基づいて、平成15年度までに申請・届出手続の電子化の実現を目指して検討を行っているところである。</p>	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
<p>(実施(予定)時期：【保安四法関係】平成12年11月、【性能規定化関係(石油コンビナートの防災資機材の基準)】平成13年度より随時、【手続電子化】平成15年度末)</p> <p>(結論時期：【性能規定化関係(危険物施設の保安検査)】平成15年度末)</p>				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室・消防庁特殊災害室			

分野	危険物・防災・保安(4)	要望提出者	(社)日本経済団体連合会	
項目	危険物保安技術協会の民間検査機関への門戸開放			
要望の内容	危険物保安技術協会の審査・検査業務を民間機関への門戸開放を実現させるための指定要件を早急に公表してもらいたい。			
関係法令	消防法(第11条の3、第14条の3第3項)、危険物の規制に関する政令(第8条の2の3)	共管	なし	
制度の概要	市町村長等は、消防法第11条の3又は第14条の3第3項の規定により、特定屋外タンク貯蔵所に関して、法第10条第4項で定める技術上の基準に従って維持されているかどうかの審査を、危険物保安技術協会に委託することができる。			
計画等における記載の状況				
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: 12年11月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期: 年 月)	措置困難	その他
(説明) 消防法第11条の3又は第14条の3第3項の規定による特定屋外タンク貯蔵所に係る審査は、いずれも法第10条第4項で定める技術上の基準に適合しているかどうかを客観的に判断する技術的審査であり、検査に合格したか否か等の最終的な判定を含まないものであるため、市町村長等がこれらの事項を危険物保安技術協会以外の団体に委託することは、法律上は可能である。 さらに、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」の最終報告(平成12年11月)にて各法の検査機関等の相互乗り入れを可能とする体制を整えることとされたことを受けて、危険物の保安の確保上問題がない範囲内で、高圧ガス保安法の指定検査機関又は労働安全衛生法の検査代行機関の中から、市町村長等が審査を委託することができる機関を適切に選択し得るように、審査機関の基準及び審査の委託の範囲を別途示しているところである(平成12年12月19日危険物規制課長通知)。				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安	要望提出者	(社)日本化学工業協会					
項目	危険物製造所の緩和							
要望の内容	製造所の技術基準は取扱所の基準を十分に満足しているため、製造所が取扱所を兼ねることができるようにされたい。							
関係法令	消防法第11条	共管	なし					
制度の概要	製造所、貯蔵所又は取扱所を設置又はその位置、構造若しくは設備を変更しようとする者は、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、許可行政庁の許可を受けなければならない(消防法第11条第1項)。							
計画等における記載の状況								
対応状況・対応方針	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月) </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月) </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> その他 </td> </tr> </table>				措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難	その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難	その他					
(説明)	<p>危険物施設の区分については、危険物の使用形態の差異に基づいて設けられており、公共の安全の確保等の観点から必要なものである。</p>							
担当局課室等名	消防庁危険物保安室							

分野	危険物・保安	要望提出者	(社)日本化学工業会	
項目	静電接地、避雷接地抵抗の測定周期延長			
要望の内容	測定値に変化がないことや、接地線が2ヶ所に接地していて断線などは目視確認できるため、現在毎年定期的に測定している検査周期を2年に延長してほしい。			
関係法令	消防法第14条の3の2	共管	なし	
制度の概要	政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。定期点検は、1年に1回以上行わなければならない(危規則第62条の4第1項)。			
計画等における記載の状況				
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難	その他
(説明)	危険物施設の定期点検については、消防法第10条第4項で定められる技術上の基準に適合しているか否かについて、原則として1年に1回以上危険物施設の所有者等が自ら行うこととされている。近年、危険物施設の事故が増加傾向にあり、維持管理が不十分であることに起因する事故も多い現状にあることから、避雷設備等の接地抵抗等について、定期点検の周期を2年に延長することは、危険物保安上の観点から適当でない。			
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安	要望提出者	日本化学工業協会	
項目	消防法の認定制度の合理化及び見直し			
要望の内容	危険物施設に関する認定事業者制度は、変更工事に係る完成検査において、事業者が検査した結果を活用して市町村長等が合否を判断する制度となっている。認定対象範囲にタンク容量1万kl未満までの特定屋外貯蔵タンクを含めてほしい。			
関係法令	消防法（第11条の2）	共管	なし	
制度の概要	危険物施設に係る認定事業者制度は、石油コンビナート等特別防災区域内等の事業所のうち、市町村長等が、工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認める事業所については、当該事業所が行う危険物施設の特定の変更工事に係る完成検査又は完成検査前検査について、当該市町村長等が当該事業所の自主検査結果を活用して、完成検査又は完成検査前検査を実施することができる制度である。対象となるタンクについては、タンク容量1,000kl未満のタンクとなっている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難	その他
(説明) 近年の危険物施設に係る事故件数の増加傾向を踏まえると、重要な変更工事に関しては消防機関が現地に赴き安全のチェックを行うことが不可欠である。市町村長等が実施する完成検査前検査や完成検査の際に自主検査結果を活用することができるとしているものは、屋外タンク貯蔵所に関しては対象がタンク容量1,000kl未満のタンクに限られているが、事故発生時の被害の重大性等の保安の観点から、対象の拡大は困難である。				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	12 危険物・保安関係 オ 消防法関係	意見・要望提出者	石油化学工業協会	
項目	危険物輸送（タンクローリー）時の2人乗車規制の撤廃			
意見・要望等の内容	<p>各省庁の対応では、措置するか否かを含めて検討中とあるが、改革実現に向けた対応をお願いしたい。</p> <p>【以下、13年度要望内容】</p> <p>危険物輸送について一定距離を超えると交替要員を義務付けられている。</p> <p>2名乗車を距離ではなく、運転時間で運用するよう要望する。</p>			
関係法令	高压ガス保安法、毒劇物法、ILO条約、消防法	共管	経済産業省、厚生労働省	
制度の概要	消防法令では、特定の危険物を移送する場合には、一定の距離ごとに交替するための運転要員を確保することとされている（危険物の規制に関する政令第30条の2）。			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画の 分野別措置事項12 危険物・保安関係オ消防法関係 】</p> <p>危険性物質輸送時の運転要員の確保方策については、安全性を損なわないことを前提に危険物輸送時における運転要員の確保方策について検討し、結論を得る。</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
(実施(予定)時期：)				
(説明)				
規制改革推進3か年計画に基づき、安全性を損なわないことを前提に危険物輸送（タンクローリー）時における運転要員の確保方策について検討を行っているところである。				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	12 危険物・保安関係 オ 消防法関係	意見・要望提出者	石油化学工業協会								
項目	移動タンク貯蔵所の基準緩和（ローリー車の間仕切板、防波板の廃止）										
意見・要望等の内容	<p>各省庁の対応では、措置するか否かを含めた検討中とあるが、改革実現に向けた対応を是非お願いしたい。【以下、平成13年度要望内容】</p> <p>1室4,000リットル以下とする規制があり、かつ、積載率にかかわらず間仕切板、防波板の設置が義務づけられているので積載率が落ちるなど非効率的である。</p> <p>化学品ローリー車の1室4,000リットル以下の規制、間仕切板、防波板の規制を撤廃してほしい。</p>										
関係法令	消防法危険物の規制に関する政令(第15条 1項の3並びに4) 消防法危険物の規制に関する規則(第24条 の2の8)	共管	なし								
制度の概要	移動タンク貯蔵所（タンクローリー車）のタンクは、1室4,000リットル以下とされ、かつ、車両走行時の液面揺動に帰因する車両の不安定性の防止のために、間仕切板、防波板の設置が義務づけられている。										
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画の 分野別措置事項12 危険物・保安関係オ消防法関係 】 移動タンク貯蔵所（タンクローリー車）について、欧米の輸送実態の検証等を行い、積載物の種類や容量の制限、タンクの構造強化等により、安全性を損なわないことを条件に、間仕切及び防波板の設置義務の緩和・撤廃の可否について検討する。										
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 4em;">{</td> <td style="text-align: center;">措置済 措置予定</td> <td style="font-size: 4em;">{</td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中</td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期：)</p>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	{	措置済 措置予定	{	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他								
{	措置済 措置予定	{	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中								
(説明)	<p>移動タンク貯蔵所（タンクローリー車）の間仕切板及び防波板の設置の義務の緩和・撤廃について、過去の事故の形態、漏えい原因などの分析を踏まえ、移動タンク貯蔵所の構造及び設備の見直しを含めて安全面を十分に考慮して検討し、平成14年度中に結論を得ることとしている。</p>										
担当局課室等名	消防庁危険物保安室										

分野	危険物・防災・保安(2)	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会	
項目	保安法令の重複適用の排除			
意見・要望等の内容	装置を構成している一つの機器・設備が複数の法令により重複して適用されないように各法の 敵意用範囲に係る指定基準を策定してほしい。また、当該要望の実現が困難であるならば、設備に適用される適用法令の多寡で装置ごと一括して適用する法律を決めてほしい。			
関係法令	消防法	共管	経済産業省、厚生労働省	
制度の概要	<p>消防法： 火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資する。</p> <p>石炭法： 石油コンビナートの災害防止に関する他の法律と相まって、災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、国民の生命、身体及び財産を保護する。</p>			
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期：12年11月) (結論時期： 年 月)				
(説明)				
<p>保安四法については、その更なる合理化・整合化を図るため、「石油コンビナート2係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検査結果の相互活用等の様々な措置を講じているところである。また、例えば、屋外貯蔵タンクの水圧試験に係る基準に関しては、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法との整合化が図られてきているところであるが、今後も他法令の基準によっても危険物施設について同等以上の安全性が確保されるときは、整合化を図っていくこととしている。</p>				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	その他	意見・要望提出者	社団法人リース事業協会	
項目	官公庁が行う統計調査の見直し等			
意見・要望等の内容	(1)統計調査の整理・統合等を速やかに行う。 (2)統計調査結果を速やかに公表する。 (3)統計調査結果について電子的提供を行う。			
関係法令	統計法、統計報告調整法	共管	統計調査の実施自体は各行政機関	
制度の概要	指定統計調査及び承認統計調査については、調査実施者（各府省）が調査を実施しようとする場合には、調査計画についてあらかじめ総務大臣の承認を得た上で実施する。また、届出統計調査については、調査実施者は調査を実施しようとする場合には、調査計画についてあらかじめ総務大臣に届け出ることが必要。 指定統計調査については、調査結果を速やかに公表することが義務付けられている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
（説明） 官公庁による統計調査の実施は、企業が活動する上で規制をかけているものではないため、直接、規制改革に関する意見・要望ではないと思われるが、統計調査の実施による負担の問題は、各調査実施者とも常に認識をし、その負担軽減に努めているところである。要望の各内容に関する現状及び方向性については、以下のとおりとなっている。 (1)については、平成 7 年 3 月の統計審議会答申「統計行政の新中・長期構想」や平成 11 年 4 月の閣議決定「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」に沿った統計調査の見直し、報告者の負担軽減、重複の是正を推進してきたところであり、総務省としては、今後とも、統計調査計画の審査の段階において、随時、重複が排除されるよう審査・指導していく。また、現在、今後 10 年を見越した統計行政の新たな展開方向について、関係府省の協力を得て鋭意検討中であり、平成 15 年夏を目途に取りまとめる予定である。 (2)については、「指定統計調査の結果は、速やかにこれを公表しなければならない。」と統計法に規定されていることも踏まえて、平成 9 年 2 月の閣議決定「申請負担軽減対策」で「指定統計の第 1 報の公表を可能な限り早期化し、遅くとも、月次調査は 60 日以内、年次・周期調査は 1 年以内に公表する」と明記されたところであり、各調査実施者				

とも、その趣旨に沿って公表の早期化に務めている。平成 13 年度末においては、85%の指定統計調査がこの目標を達成している。そのほか、承認統計調査や届出統計調査についても、指定統計調査に準じて各調査実施者において、公表の早期化に努めているところである。

ただ、集計量が膨大になるものについては、段階的に公表がなされることは御理解いただきたい。

(3)統計調査結果の電子的提供については、速やか、かつ、利用しやすい形での提供等の観点から、各調査実施者においても積極的に進められているところであり、平成 13 年度においては、指定統計調査については、98%がインターネットで提供されているほか、指定統計調査、承認統計調査及び届出統計調査を合わせて 216 の調査結果がインターネットで提供されているところである。ただ、集計量が膨大になるものについては、そのニーズも勘案しながら電子的提供が行われていることを御理解いただきたい

担当局課室等名

総務省統計局統計基準部統計企画課

分野	その他	要望提出者	E U
項目	各省庁による手続の監視、コメント提出期間について		
要望の内容	各省庁による同制度の活用を徹底し、監視すること。特に意見を表明する期間が十分に確保されるように（少なくとも6週間）徹底を図ること。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	規制の設定又は改廃に当たり、行政機関が政省令等の案を公表し、この案に対して国民等から提出された意見・情報を考慮して、意思決定を行う手続		
計画等における記載の状況	<p>規制の設定又は改廃に係る意思決定過程の透明性の向上と公正の確保等を図る観点から、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年（1999年）3月23日閣議決定）に基づき、引き続き、規制の設定又は改廃に係る政省令等の策定過程において、広く国民・事業者以案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行うこととする。</p> <p>また、同手続に従い適切に規制の設定又は改廃が行われるよう、総務省は、その実施状況をフォローアップし、公表する。</p>		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定（ ） 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： 年 月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 （結論時期： 年 月）	措置困難（ ） その他
<p>（説明）（各省庁による手続の監視について）</p> <p>総務省は、規制改革推進3か年計画等に基づき、各省庁における「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定）の実施状況を調査し、その結果を取りまとめてきており、平成11年度実施分を一昨年7月に、平成12年度実施分を昨年7月、平成13年度実施分を本年8月にそれぞれ公表したところである。</p> <p>当省としては、今後とも、引き続き、各省庁における手続の実施状況を適切にフォローアップしてまいりたい。</p> <p>（コメント提出期間について）</p> <p>現行の「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（閣議決定）では、意見募集期間について、「1か月程度を一つの目安」としているところ。</p> <p>一口に規制の新設改廃といっても、その内容は千差万別であり、これらについて、一定の意見募集期間を義務付けることは、行政機関が迅速な意思決定を行う必要がある場合にその障害になりかねず、目安として示すことが適当と考える。</p> <p>なお、フォローアップ調査結果をも踏まえ、当省としては、今回、各省庁に対し、本手続がより一層実効性をもったものとして活用されるよう、案件の内容等を踏まえ、適切な期間とするほか、意見募集方法を工夫することにより、幅広く意見・情報が寄せられるよう配慮を要請したところである。</p>			
担当課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他	要望提出者	E U
項目	パブリック・コメント手続における意見の反映、パブリック・コメントの公表		
要望の内容	省庁及び必要に応じて審議会に対しても、コメントの内容が規制案及び報告書案に適切な形で反映されるよう十分な時間を確保するよう徹底すること。パブリック・コメントはすべて公表すること。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	規制の設定又は改廃に当たり、行政機関が政省令等の案を公表し、この案に対して国民等から提出された意見・情報を考慮して、意思決定を行う手続		
計画等における記載の状況			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難 その他
<p>(説明)(コメントの反映について)</p> <p>意見募集期間終了時から最終的な意思決定までの期間については、可能な限り十分確保されることが好ましいものと認識しているが、具体的にどの程度の期間を確保すべきかについては、案件の内容等により異なってくるものと考えられ、この期間が短いことのみを捉えて、直ちに、提出された意見が適切に反映されていないということにはならないものとする。</p> <p>(コメントの公表について)</p> <p>「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」では、原則公表することとしているところであるが、提出された意見・情報及びこれに対する行政機関の考え方は適宜整理して公表しても差し支えないこととしている。なお、その場合、提出された意見・情報については、文書閲覧窓口における閲覧等の方法により、一定期間公にしておくとしている。ただし、提出された意見・情報で、公にすることにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、行政機関の判断により、その全部又は一部を公にしないことができる。</p> <p>上記のとおり、基本的に御提案に係る措置は、各省庁において適切に講じられているものとする。</p>			
担当局課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他	要望提出者	E U
項目	パブリック・コメント手続の対象等の見直し		
要望の内容	法律案をパブリック・コメント手続の対象とすることを原則とする。 パブリック・コメント手続により提出された意見・情報は、整理せずに原文のまま公表することとを原則とする。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	規制の設定又は改廃に当たり、行政機関が政省令等の案を公表し、この案に対して国民等から提出された意見・情報を考慮して、意思決定を行う手続		
計画等における記載の状況			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難 その他
<p>(説明)(コメントの反映について)</p> <p>法律案については、国民の代表である議員により構成される国会において審議されるため、その段階で国民の意見は広く反映されるものと考えられることから、本手続の対象としてパブリック・コメントを義務付けることはしていない。</p> <p>ただし、各省庁がそれぞれの判断でいわゆるパブリック・コメント手続と同様の手続を妨げるものではない。</p> <p>(意見・情報の公表について)</p> <p>案件によってはコメントの件数が多数に上ることもあることから、表現振りは個々に異なっても、趣旨を同じくする意見等については、これを要約・整理して公表するとともに、当該意見等に対する行政機関の考え方を閉めした方が、国民の適切な理解に資するものとする。</p> <p>なお、提出された意見・情報の原文については、文書閲覧窓口における閲覧等の方法により、一定期間公にしておくとしている。ただし、提出された意見・情報で、公にすることにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、行政機関の判断により、その全部又は一部を公にしないことができる。</p> <p>(注) あらゆる事案について、提出された意見・情報の原文を例えば、ホームページ上で容易に閲覧可能な形式で公表することを原則とすることは、行政に過度の負担を強いることになりかねず適切でないとする。</p>			
担当局課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他	要望提出者	E U
項目	ノーアクション・レター手続の実施状況の監視		
要望の内容	<p>要請の受け入れ体制、適用範囲などに関して、一貫した基準が用いられるよう同制度の実施状況を国が監視すること。ノーアクションレター制度の適用範囲を拡大し、現存する新製品や新サービスでないもの以外に係わる規制にも適用されるようにすること。</p>		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	<p>民間企業等の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続</p>		
計画等における記載の状況	<p>民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかの予見可能性を高めるとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成 13 年（2001 年）3 月 27 日閣議決定）に基づき、同手続の円滑な実施を図る。</p> <p>また、同手続が適切に実施されるよう、総務省は、その実施状況をフォローアップし、公表する。</p>		
対応状況・対応方針	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施(予定)時期： 年 月）</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>（結論時期： 年 月）</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>（説明） 総務省は、規制改革推進 3 年計画等に基づき、各省庁における「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成 13 年 3 月 27 日閣議決定）について、初のフォローアップ調査を実施し、その取りまとめ結果を本年 6 月 28 日に公表したところである。</p> <p>なお、平成 13 年度分について調査を行った今回のフォローアップ結果では、ノーアクションレターの公表件数が 9 件に止まっているが、これは、多くの省庁が年度末に手続の運用を開始したことが背景にあるものと考えている。</p> <p>また、今回のフォローアップ調査結果では、手続を導入した省庁の大半が、対象法令の分野を、閣議決定の定める「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野」に限定することなく、所管法令について幅広く設定している状況がみられたところである。</p> <p>当省としては、今後とも、引き続き、各省庁における手続の実施状況を適切にフォローアップしてまいりたい。</p>			
担当局課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他	要望提出者	E U
項目	ノーアクション・レターへの法的拘束力の付与		
要望の内容	「ノーアクションレター」に、それを発行した機関に対する法的拘束力をもたせるようにすること。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	民間企業等の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続		
計画等における記載の状況			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難 その他
<p>(説明) (回答の法的拘束力について)</p> <p>回答書は、あくまでも照会者から提示された事実のみを前提に、回答時点における見解を示すものであり、回答後の法令改正や事情変更に伴い合理的な理由があるときは、行政機関が回答内容と異なる新たな判断を示すことも想定され得ることから、回答書に法的拘束力を付与することは適切でないと考えます。</p> <p>なお、ノーアクション・レターの代表例とされる米国SECのノーアクション・レターについても、法的拘束力を有しないものであると承知している。</p>			
担当局課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他	要望提出者	E U
項目	ノーアクション・レターの公表		
要望の内容	発行機関に対し、必要な場合は、名前を伏せた形での、「ノーアクションレター」の公表を義務付け、将来的には信頼性のある前例集が作成できるようにすること。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	民間企業等の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続		
計画等における記載の状況			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難 その他
(説明) 閣議決定においては、「照会者名並びに照会及び回答内容は、原則として、これをそのまま公表する」とされており、回答公表は、回答機関の明確な義務となっている。このため、これらの回答は将来前例集としての活用が可能となるものである。			
担当局課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他	要望提出者	E U
項目	ノーアクション・レターに係る異議申立て		
要望の内容	企業が「ノーアクション・レター」の内容が自らの事例に係る事実を適切に反映していないと判断した際、異議を申し立てることができるよう明確なガイドラインを策定すること。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	民間企業等の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続		
計画等における記載の状況			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難 その他
(説明) 各府省が、閣議決定に基づき行う回答は、いわゆる講学上の非権力的事実行為(情報提供)に当たり、回答自体の適否は、現行の行政不服審査法に基づく不服申立ての対象とはならず、また、行政事件訴訟法に基づく(抗告)訴訟の対象ともならない。			
担当局課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和		
意見・要望等の内容	<p>独立行政法人の余裕金の運用先に「信用金庫及び信用金庫連合会」を加える。</p> <p>独立行政法人が余裕金の運用に当たり信用金庫又は信用金庫連合会への預金を行うには、主務大臣の指定が必要とされている。</p> <p>政府関係機関等の余裕金の運用先の拡大については、「規制緩和推進3か年計画」（平成10年3月31日閣議決定）において「信用金庫及び信用金庫連合会」を追加する旨の閣議決定がなされており、独立行政法人についても同様の規定とするよう独立行政法人通則法の改正を要望する。</p>		
関係法令	独立行政法人通則法第47条	共管	なし
制度の概要	独立行政法人の余裕金の運用方法は、「銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金」等に限定されている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>(説明)</p> <p>独立行政法人の業務上の余裕金の運用方法については、独立行政法人通則法(通則法)第47条により、「銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金」等に限定されている。</p> <p>この規定は、</p> <p>独立行政法人が公共性の高い事業を実施していることに鑑み、安定的に業務運営を行わせる必要性から、余裕金の運用先を安全資産に限定するとともに、</p> <p>具体的な運用先の範囲については、各法人の業務・財務の性格に応じて決められるよう、通則法で一律に列挙せず、各法人を監督している主務大臣の判断に委ねるとの考え方によるものである。</p> <p>したがって、通則法の改正を行わなくても、主務大臣の指定があれば信用金庫と信用金庫連合会を独立行政法人の余裕金の運用先に加えることは可能である。</p> <p>なお、御指摘のあった「政府関係機関等の余裕金の運用先の拡大」を行った際には、独立行政法人と同様に「銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金」などと規定されている特殊法人についても、各所管府省は当該規定の改正を行わず、信用金庫と信用金庫連合会を追加指定することにより対応している。</p>			
担当局課室等名	行政管理局独立行政法人総括担当		

分野	3. その他	要望提出者	石油化学工業協会	
項目	工業用水の責任水量変更			
要望の内容	企業の生産体制の変更に伴い工業用水の必要量が減った場合には、責任水量の減量を認めて欲しい。			
関係法令	工業用水道事業法、地方公営企業法	共管	経済産業省	
制度の概要	<p>1. 責任水量制は、事前に使用者からの受水量の申込みを受け、当該水量を前提とした計画給水能力を有する工業用水道施設として建設し、使用者の使用実績にかかわらず申込水量（契約水量）に応じて料金を徴収するものである。</p> <p>2. 先行投資性を有する設備産業である工業用水道事業の規模の決定において、使用者からの申込水量は重要な決定因子となっており、また、サービスの対価としての料金は、その施設の建設に投下した費用及びその他運営に伴う費用（総括原価）を基礎として決定され、その全てを契約水量に応じて回収する必要がある。</p> <p>3. 地方公共団体が営む工業用水道事業は、地方公営企業として、地域的独占性の高い公共性と比較的少数の使用者という限られた範囲で行われるという特性から、ほとんどの事業において、責任水量制が採用されているところである。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： 年 月)		(結論時期： 年 月)	
(説明)				
責任水量制は、基本的には事業者と使用者の間で解決すべき問題であり、総括原価として、投下された資本費や営業に必要な経費を料金により全て回収するという前提の下で、当該料金を如何なる方法を用いて使用者に負担していただくかという配分方法に対する案であることから、事業者としては、使用者に対する説明責任を十分果たすことにより、使用者の理解を得ることが重要であるため、当省としても必要な助言を行ってまいりたい。				
担当局課室等名	総務省自治財政局公営企業経営企画室			

分野	その他	意見・要望提出者	社団法人リース事業協会
項目	地方自治体における入札参加資格審査申請手続の統一化・電子化等		
意見・要望等の内容	地方自治体は、リース契約に係るリース会社の入札参加資格審査を2年毎に実施し、その際、自治体ごとに定める所定書類の作成・添付が必要となるが、書式・種類がそれぞれ異なること、書類を入手する際に窓口へ出頭しなければならないケースがあり、日本全国に展開しているリース会社にとって事務手間が煩雑であり、書類を集める作業に膨大な時間とコストを要している。		
関係法令	地方自治法第234条等	共管	なし
制度の概要	地方公共団体が売買、貸借、請負、その他の契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることとされており（地方自治法第234条）、入札手続の基本的事項については、地方自治法施行令で定めているが、入札参加資格審査申請に関する書類については、各地方公共団体において独自に定めている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<ul style="list-style-type: none"> 各地方公共団体はそれぞれ独立した団体であり、その規模、体制、周辺環境は多種多様であることから、入札参加資格の審査手続のような技術的な手続の内容については、それぞれの地域の実情を踏まえて、自主的に判断して定めるべき事項であり、規制には当たらない。 なお、入札参加資格審査手続の統一化を強制すると、各地方公共団体における手続の簡素化についての自主的な取り組みを阻害し、当該手続が硬直化するおそれがある。 			
担当局課室等名	自治行政局行政課		

分野	その他	意見・要望提出者	社団法人リース事業協会	
項目	国・地方自治体等のリース契約の取り扱い等			
意見・要望等の内容	リース契約について地方自治法の不動産の賃貸借契約と同様の措置を講ずること。または、債務負担行為の手續を簡素化する等の措置を図ること。			
関係法令	地方自治法第234条の3	共管	なし	
制度の概要	<p>地方自治法第234条の3は「普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約を締結することができる。」と規定しているが、これは、電気等の契約は、およそ地方公共団体の存在する限り、一日も欠かすことのできないものであるから、債務負担行為として予算で定めずとも、毎年更新を繰り返すまでもなく、長期にわたって契約を締結することができることとしたものである。</p> <p>なお、同条後段では、長期継続契約による場合は「各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。」と規定している。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
（説明） <ul style="list-style-type: none"> ・リース契約は後年度にわたって財政負担を伴うことから、債務負担行為により議会の議決を経て予算上明らかにしておくべきものである。 ・長期継続契約は、地方公共団体の存続に一日も欠かすことのできないものについて、毎年更新を繰り返すまでもなく、長期にわたって契約を締結できるとするのが合理的であると考えられるものについて認められているものであり（現行では、□電気、ガス、水道、電気通信役務の提供を受ける契約、□不動産を借りる契約）、OA機器等のリース契約はこれになじまない。 ・要望の趣旨は、情報機器や事務機器等のリース契約に関し、長期・複数年にわたる契約を締結することにあるが、これは債務負担行為として予算で定めることにより行うことができるため、規制には当たらない。 ・なお、債務負担行為による場合には、地方自治法施行規則別記第4表の様式によることとされているが、手續上も特別煩雑なものとはなっていない。 				
担当局課室等名	自治行政局行政課			

分野	その他	意見・要望提出者	学校法人 東京IT会計法律学園													
項目	都道府県警察官採用試験における受験資格要件の改善について(学歴要件を年齢要件、学力要件に)															
意見・要望等の内容	<p>都道府県警察官採用試験の受験資格として現在、大卒・高卒というような学歴による要件が課されている。</p> <p>これは、地公法第13条及び同法第19条第2項の観点から明確で合理的理由がなく、学歴要件を改善すべきだと考えている。</p> <p>学歴要件から年齢要件、学力要件とするよう総務省として各都道府県人事委員会に対して指導・要望してほしい。</p>															
関係法令	地方公務員法第13条及び同法第19条第2項	共管	警察庁													
制度の概要	<p>採用試験の受験資格を定めるにあたっては、地公法第13条の平等取扱の原則に基づいて行われなければならない。</p> <p>また、地公法第19条第2項により人事委員会は、受験者に必要な資格として職務の遂行上必要な最小且つ適當の限度の客観的且つ画一的要件を定めるものとされている。</p>															
計画等における記載の状況	該当なし															
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">措置済</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">措置予定</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期：)</p>				措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他													
措置済	措置するか否かを含めて検討中															
措置予定	具体的措置の検討中															
<p>(説明)</p> <p>総務省としては、採用試験の受験資格を定めるにあたっては、上記制度の概要のとおり、職務遂行上必要な最小限度の客観的且つ画一的要件とするよう助言を行っており、今後とも継続的に実施してまいります。</p>																
担当局課室等名	公務員部公務員課															

分野	その他	要望提出者	E U
項目	郵便サービス		
要望の内容	<p>現行の郵政事業庁改革と日本郵政公社設置の文脈において、日本政府は規制当局の独立性の確保を目指すべきである。また、免許と認可は、合理的な透明かつ非差別的基準に基づいて与えられなければならない。</p>		
関係法令	日本郵政公社法、郵便法、民間による信書の送達に関する法律	共管	なし
制度の概要	<p>平成15年4月より国営の新たな公社(郵政公社)が発足するとともに、「民間事業者による信書の送達に関する法律」の施行により、郵便事業への民間事業者の参入が実現する。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応状況・対応方針	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： 年 月)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>(結論時期： 年 月)</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>(説明)</p> <p>日本郵政公社法が制定され、平成15年4月1日から、事業者(郵政公社)は規制機関(総務省)から分離することから、規制当局の独立性は確保される。</p> <p>また、許可及び認可は、独立性が確保される規制機関(総務省)よりユニバーサルサービスを確保する参入条件を含め、法律その他の合理的で透明かつ非差別的基準に基づいて付与されるものである。</p>			
担当局課室等名	郵政企画管理局 郵便企画課		